

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市中野地域ケアプラザ
所在地	横浜市中野町400番地2
事業者指定番号	神奈川県 1473500047 号
管理者・連絡先	富永 秀樹 TEL 045-896-0711
利用定員	42人 【横浜市通所介護相当サービスを含む】
サービス提供地域 【別表1】	栄区 上郷町、公田町、中野町、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷、小菅ヶ谷町、 小菅ヶ谷、小山台、桂町、若竹町、元大橋、庄戸、長倉町、東上郷町、柏陽、 亀井町、尾月、上之町、犬山町、桂台北、桂台中、桂台西、桂台東、桂台南、 野七里、本郷台 港南区 日野南、港南台3～9丁目【6・7丁目は除く】 鎌倉市 岩瀬

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤）
生 活 相 談 員	ご利用者やご家族からの相談に応じるとともに、利用の申し込みに係る調整や通所介護サービス計画等の作成や苦情への対応等を行います。	4名（常勤）
看 護 職 員	ご利用者の健康状態を把握するとともに、サービス計画書等に基づく看護、また機能訓練等の指導を行います。	6名（非常勤）
介 護 職 員	入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行います。	19名（常勤8名） （非常勤11名）
機能訓練指導員	日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。	6名（非常勤）
調 理 員	ご利用者への昼食等の準備を行います。	5名（非常勤）
運 転 手	ご利用者の送迎業務を行います。	3名（非常勤）

3 業務日及び業務時間

業 務 日	業 務 時 間
日曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。 ただし、12月29日から1月3日までを 除きます。	午前8時30分から午後5時30分まで。 ただし、通所介護及び第1号通所事業 （横浜市通所介護相当）サービスの提供時間は、 原則として午前9時40分から午後4時40分まで です。

4 サービス内容

- (1) 通所介護及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当）サービス計画の作成
- (2) 生活指導（相談援助等）
- (3) 機能訓練（日常動作訓練）
- (4) 介護サービスまたは介護予防相当サービス（移動・排泄時の見守りや介助）
- (5) 健康状態の確認（看護師が体温・血圧等を測定します）
- (6) 送迎
- (7) 食事
- (8) 入浴
- (9) レクリエーション

5 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスまたは第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供します。
- (2) 通所介護サービス計画または第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (4) 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。
 - ア 採用時研修 採用後3か月以内
 - イ 定期研修 年3回以上
- (5) 第三者評価は実施しておりません。

6 秘密保持

事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

7 緊急時・事故および災害時の対応

- ・サービス提供中に事故や体調の急変が生じた場合は、速やかに家族等、主治医等の医療機関、担当の居宅介護支援事業所等、行政機関等への連絡を行うとともにその他適切な処置を講じ、記録します。
- ・事業所では「サービス提供継続計画（BCP）」を策定し、災害発生時に対応できるよう取り組みます。
- ・防火管理者、火気・消防等についての責任者を定め、消火・通報及び災害発生時の避難訓練を年2回以上実施します。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加、協力が得られるよう連携に努めます。

8 業務継続計画の策定等

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ・事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ・事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9 衛生管理等

- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- ・事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために次号に掲げる措置を講ずる。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- ・事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

10 虐待のための措置について

- ・事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

1 1 身体拘束

- ・事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1 2 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-896-0711
FAX番号	045-896-0713
受付担当者	古村 浩之
解決責任者	富永 秀樹
その他	相談・苦情については、上記受付者が随時受け付けており、受け付けた相談・苦情は申出人の了承を得て苦情解決責任者、第三者委員会へ報告をし、申出人と話し合い解決に努めます。又、受付から解決・改善までを記録し個人情報を除き、報告書、広報物にて実績を公表します。尚、当法人で解決出来ない苦情は「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」に申し立てることが出来ます。

当事業所以外にも以下の機関で苦情の相談ができます。

- 横浜市健康福祉局 介護事業指導課
(電話) 045-671-3461
- 横浜市栄区役所 高齢障害支援課
(電話) 045-894-8547
- 横浜市港南区役所 高齢障害支援課
(電話) 045-847-8495
- 神奈川県国民健康保険団体連合会
(電話) 045-329-3447
- 横浜市福祉調整委員会
(電話) 045-671-4045

9 利用料金

【介護報酬分】

通所介護利用単価(7～8時間) サービス提供時間(9:40～16:40)

1回利用

介護度	介護報酬 基本単価	入浴介助 加算 (Ⅰ)	個別機能 訓練(Ⅰ)イ	サービス提供 体制強化加 算(Ⅰ)	中重度者 ケア 体制加算	介護報酬 総単位数	地域差	10割分介護報酬額 ×10.72 (円)	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護5	1148	40	56	22	45	1311	10.72	¥14,054	¥1,405	¥2,811	¥4,216
要介護4	1123	40	56	22	45	1286	10.72	¥13,786	¥1,379	¥2,757	¥4,136
要介護3	900	40	56	22	45	1063	10.72	¥11,395	¥1,140	¥2,279	¥3,419
要介護2	777	40	56	22	45	940	10.72	¥10,077	¥1,008	¥2,015	¥3,023
要介護1	658	40	56	22	45	821	10.72	¥8,801	¥880	¥1,760	¥2,640
月 単 位	生活機能向上連携加算(Ⅱ)*1					100	10.72	¥1,072	¥108	¥215	¥322
	科学的介護推進体制加算					40	10.72	¥429	¥43	¥86	¥129
	個別機能訓練加算(Ⅱ)					20	10.72	¥214	¥21	¥43	¥64
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					1ヶ月の総利用単位数(各加算を含む)×9.2%					

*1 生活機能向上連携加算は個別機能訓練Ⅰを利用していない方は200単位/月となります。

第1号通所介護相当利用単価(7～8時間) サービス提供時間(9:40～16:40)

1ヵ月利用

介護度	介護報酬 基本単価 (1ヵ月)	サービス提供 体制強化加 算 (Ⅰ)	生活機能 向上連携 加算 (Ⅱ)	科学的介護 推進体制加 算	介護報酬 総単位数 (a)	介護職員等 処遇改善加 算(総単位数 ×9.2%)(b)	地域差	10割分介護報酬額 [(a)+(b)]×1 0.72	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要支援1	1798	88	200	40	2126	196	10.72	¥24,892	¥2,489	¥4,978	¥7,468
要支援2	3621	176	200	40	4037	371	10.72	¥47,254	¥4,725	¥9,451	¥14,176
事業対象者	1798	88	200	40	2126	196	10.72	¥24,892	¥2,489	¥4,978	¥7,468

* 要支援1の方は週1回(月4回)、要支援2の方は週2回(月8回)の利用を原則とさせていただいた場合の1ヵ月分の料金設定となっています。

* 要支援2の方で週1回利用の場合は要支援1と同じ費用負担となります。

* 事業対象の方は、週1回の利用となります。要支援1と同じ費用負担となります。

【自己負担分】

利用者負担金実費	単位	単価
食事代(おやつ代150円を含む)	1回	850円
送迎費用(ガソリン換算)	1km	120円
紙おむつ	1枚	160円
パット	1枚	30円

10 運営法人の概要

名 称	社会福祉法人 ル・プリ
代 表 者 名	理事長 宮内 眞治
法人本部所在地・連絡先	横浜市旭区金が谷550番地
実施事業の概要	(1) 高齢者支援施設(事業所)の管理・運営 ・地域ケアプラザ(奈良、青葉台、中野、日下) ①地域包括支援センター (介護予防支援事業 / 介護予防ケアマネジメント) ②居宅介護支援事業 ③通所介護/ 通所型サービス ※青葉台を除く ④地域活動交流事業 ⑤生活支援体制整備事業 ・小規模多機能型居宅介護事業所(晴) ・訪問介護(介護予防)、訪問型サービス事業所(らいふけあ中野) (2) 障害者支援施設(事業所)の管理・運営 【事業内容】 施設入所支援 / 福祉型障害児入所施設 / 生活介護 / 短期入所 / 計画相談支援 / 就労継続支援(B型) / 共同生活援助(包括型) / 居宅介護 / 重度訪問介護 / 行動援護 / 移動介護 / 計画相談支援 / 自立生活アシスタント事業 / 地域移行支援 / 地域定着支援 / 障害児相談支援 (3) 児童支援施設(事業所)の管理・運営 【事業内容】 保育所 / 児童養護施設 / 子ども家庭支援センター / ふれあい塾